

佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(案)の概要について

1 佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定の背景について

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)が制定されました。これに基づき、住民票を有するすべての方に個人番号が付番され、国の行政機関や地方公共団体との間において、社会保障、税、災害対策の分野における個人情報の照会及び提供が行われることとなります。

番号法においては、個人番号の利用及び特定個人情報(個人番号を含む個人情報をいいます。)の提供を行うことのできる事務があらかじめ定められておりますが、法で定められた以外の社会保障、税、災害対策の分野に関する事務に個人番号を利用する場合、市の同一機関内において特定個人情報を利用する場合、同一地方公共団体内の機関間において特定個人情報を提供する場合には、地方公共団体の条例に定める必要があるとされています。

このため、番号法第9条第2項(個人番号の利用)及び第19条第9号(特定個人情報の提供の制限)の規定に基づき、独自利用事務、市の同一機関内及び機関間における情報の連携について、連携する事務及び情報を明確にするとともに、利用者の負担の軽減及び事務手続の効率化を図るため、条例を制定することとします。

2 条例に規定する内容について

(1) 法定事務以外の事務における個人番号の利用

社会保障、地方税又は防災に関する事務で、番号法第9条及び別表第一に定められた事務(以下「法定事務」といいます。)と一体として取り扱われるなど密接な関わりが認められ、個人番号を利用することにより、手続の利便性や事務効率に資すると考えられるものについて、条例に基づく独自利用事務として個人番号を利用するものとします。

具体的には、次の事務について、独自利用事務として規定することを予定しています。

- ・ 重度心身障害者の医療費の助成に関する事務
- ・ 子ども医療費の助成に関する事務
- ・ ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務
- ・ 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務
- ・ 就学援助費の支給に関する事務

・特別支援学級への就学のため必要な経費の支弁に関する事務

なお、これら以外の事務についても、利用者の負担の軽減や事務の効率化につながると思われるものについては、独自利用事務に追加することを随時検討するものとしします。

(2) 市の同一機関内における情報連携のための個人番号の利用

法定事務及び条例で定める独自利用事務については、個人番号を利用することができますが、番号法においては、一つの事務を超えて特定個人情報を利用することは想定されておらず、ある事務で利用している特定個人情報を他の事務で利用する場合は、条例で定める必要があるとしています。

このため、番号利用事務に係る同一機関内の連携情報について、どのような事務でどのような情報を利用しているかを明確にするため、条例に規定するものとしします。例えば、児童手当の支給に関する事務の処理に当たり、地方税関係情報を利用する場合などがこれに該当します。

なお、番号法第19条第7号及び別表第2で定められている市以外の機関との照会及び提供ができる特定個人情報を取り扱う事務については、市の同一機関内においても同様に利用できるよう包括的に規定します。

(3) 市の他の機関との特定個人情報の照会及び提供

番号法第19条では、特定個人情報の提供の制限について規定されており、市の他の機関へ特定個人情報を提供する場合（市長から教育委員会へ提供する場合など）は、条例に定める必要があるとされています。このため、市の機関間における特定個人情報の提供範囲が明確になるよう、当該事務及び連携する特定個人情報を定めるものとしします。

(4) 添付書面の省略

条例で規定する事務について、情報連携により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例等の規定により特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすことを規定します。

(5) 施行期日

平成28年1月1日から施行するものとしします。